

令和4年度原子力規制委員会
第59回会議議事録

令和4年12月21日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第59回会議

令和4年12月21日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第5回）
- 議題2：関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）－使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等－
- 議題3：国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受け入れ
- 議題4：日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の状況
- 議題5：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況
- 議題6：第56回技術情報検討会の結果概要

○山中委員長

それでは、これより第59回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第5回）」です。

説明は、原子力規制企画課課長、金城課長からお願いいたします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、企画課長の金城の方から、資料1に基づきまして説明させていただきます。

まず、説明に入る前に、11月16日に、この検討を再度やる際にはということで、経済産業省が検討している運転期間に係る制度の内容が確認できた後にといったことがございましたので、その説明を、今お配りしている資料の参考1、6ページ目、7ページ目で簡単に説明させていただきます。これは12月16日にエネ庁で行われた検討結果でありますし、この会議の後、私のカウンターパートの方から直接的に報告は受けております。

こちらの6ページ目にごございますように、資源エネルギー庁、あと、会議の中では経済産業省としての案の取りまとめということで説明がありましたけれども、6ページ目の一番下のポツ、こちらにありますように、運転期間に関する新たな仕組みを整備するという事で、運転期間を40年、20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り追加的な延長を認めるような仕組みとするということで考えがまとまったようでございます。

それを図などを用いて説明したのが7ページ目といったことになりますので、経済産業省の制度の検討が確認できたということで報告させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○山中委員長

委員の方、利用政策側の方針が決定したと考えられますので「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」について議論をしていただいて、本日、意思決定を図りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

それでは、説明を続けてください。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

では、資料1に基づきまして、説明を続けさせていただきます。

本議題は、先週の原子力規制委員会でも経過措置などについて議論しまして、それで大体論点は提示したかと思えます。

そういった中で、先週の原子力規制委員会でも御指示がございまして、意見公募にかけるような制度の改正案について検討して、原子力規制委員会に諮ってくださいという御指示でしたので、まず、意見公募の制度改正（案）について了承を諮るといったものが一つの目的でありまして、その案に対しましてパブリックコメント、科学的・技術的意見の募集の実施と、あと、原子力事業者等との意見交換といったものの実施について了承を諮るものがございます。

まず、その制度改正案の内容ですけれども、2. にございますように「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」ということで、これまで原子力規制委員会でも4回原子力規制委員会で御討議いただきました。これらの討議を踏まえて「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」といったものを別紙1のとおり整理いたしました。

別紙1は3ページ目から始まりますけれども、お手元、よろしいでしょうか。

まず、この安全規制の概要ですけれども、前段のところを書いてあるのはいろいろな前提となっているところでありまして、まず、原子力規制委員会としては、令和2年に、それまでのいろいろな検討を踏まえた上で、原子炉施設の利用をどのぐらいの期間認めることとするかといったことは原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないといったことで見解を明らかにしたところがあります。

そういった見解も踏まえて利用政策側で検討が始まり、我々も10月にこの場でも報告を受けたところですが、それが先ほど報告しましたように12月16日に案が固まりまして、利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正する方針といったものが示されたところがあります。

この利用政策側の検討を受けまして、高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるようにするために、原子炉等規制法に定める必要のある法的枠組みといったものを、これまで議論いただいたものをまとめたものが下の1. から始まる場所です。

まず、最初の1. や2. は我々の考えている制度改正案の枠組みを示すものでありまして、1. にありますように、運転開始後30年を超えて原子炉を運転しようとするときは、10年を超えない期間におけるその施設の劣化を管理するための計画、まだ仮称ではありますが「長期施設管理計画」を策定しまして、原子力規制委員会の認可を受けなければならないとしているものであります。

2. の方は、30年を超えて最初の10年の計画を更に超えて運転しようとするときは、10年を超えない期間におけるまた計画を策定して原子力規制委員会の認可を受けるといったことで、これ以降も同様とすることで、30年後は10年を超えない期間ごとにならばずっと同じ認可を続けていくといった仕組みを示しているものであります。

3. でありますけれども、当然、この計画期間中でも変更といったものがあると思いますので、その手続について定めなければいけないといったのが3. でありまして、変更が軽微なもの、そういったものは届出でもいいのかといった手続の規定を考えております。

あと、4. 、5. はその認可対象となる長期施設管理計画の中身ですけれども、まず、この計画においては、その施設の劣化の状況に関する技術的な評価を実施しなければいけない。劣化評価を実施しなければいけないといったところで、中身としては、5. にございますように、計画の期間、あと、当然、その間に点検の方法や結果、それを踏まえて劣化評価なども行いますので、その劣化評価の方法及びその結果、あと、劣化を管理するた

めの措置、点検といったものもこういった中にも入ってくると思いますけれども、そういったものを記載しなければならないものとしております。

あと、6. としましては、そういった計画の認可の基準ですけれども、これまでソフト規制、ハード規制といった形で議論いただきましたけれども、まずは劣化を管理するための措置が災害の防止上支障がないものといった、そういうソフト規制の基準とともに、この計画の期間において生じる劣化を考慮しても技術基準に適合するといったところでハードの基準、その両方の基準に適合しなければならないという制度になるかと思えます。

あと、4 ページ目、7. に移りますけれども、そういった中でも、そういった措置を定めたりしますので、そういった必要な措置がきちんと実施されているかといったものは、原子力規制委員会が行う原子力規制検査の対象としてしっかりと確認をしていくといったことでもありますし、8. 以降は、その計画が基準に適合しないとか、先ほどありましたように、行うべき措置を実施していない。ですから、7. のために違反していると認めるときは、そういった事業者に対して劣化評価の実施であったり、計画の変更であったり、劣化を管理するために必要な措置を、我々の方から措置命令をかけることができるというのが8. で考えているところであります。

当然、そういった命令などをしても、9. に行きますけれども、まず、例えば、計画を認可していないにもかかわらず運転するとか、命令したにもかかわらずそれに違反するといったときには、行政処分としまして発電用原子炉の設置許可取消しとか、あとは、運転の停止を命ずることができるといったような規定も準備しております。あと、最後、10. のところは、そういった違反をした場合などの罰則とか、あと、1 から9 まではいろいろな手続になりますので、それに関する手数料といった定めを設ける形かなと考えております。

あと、11. ですけれども、これは先週正に経過措置について御議論いただきましたけれども、新たな制度に円滑に移行するためには準備行為といった措置を設ける必要があるかと思っております。概要としましては、三つありますように、新しい制度が施行されるまでの一定の期間中、新しい制度下の長期施設管理計画の申請及び認可ができる。施行前にそういった認可を受けたら、制度が施行された日に認可を受けたものとみなすとか、あとは、申請がされた場合には、それは申請とみなすといったことで準備行為の規定を考えてございます。

最後でありますけれども、先ほど冒頭に申し上げたように、これは運転開始後30年を超えて運転しようとするものが対象となっておりますので、運転開始後30年を超えるけれども、運転しようとしなない発電用原子炉については、この枠組みの対象となりませんが、原子力規制委員会でも御議論いただきましたように、長期停止している発電用原子炉に関しましては、既存の枠組みがございまして、そういった施設管理に関する特別な措置の中で劣化管理を行うことを求めていくといったことを我々としては準備していきたいと考えてございます。

以上が安全規制の概要でございます。

1 ページ目に戻らせていただきますけれども、別紙1 に関しまして科学的・技術的意見の募集を、本日は承されましたら明日から30日間行いたいと思っておりますし、あとは、4. にございますように、別紙1 が了承されましたら、杉山委員の参加の下、別紙2、5 ページ目でございますけれども、意見交換会といったものを準備しまして、事業者との意見交換をすることについて了承いただきたいというものでございます。

そういったパブリックコメントの結果とか、あと、意見交換の結果も踏まえて、最後の「5. 今後の予定」ですけれども、検討を加えまして、改めて原子力規制委員会に高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の案を諮ることとしたいというのが我々の方で今考えているものでございます。

資料の説明は以上になります。

○山中委員長

質問、コメントはございますでしょうか。

○田中委員

3 ページ目の別紙1 のところで安全規制の概要（案）ということでまとめていただいておりますが、これまで討議してきたことをまとめたものであることは理解いたしました。

また、大体のところはいいと思うのですが、一つだけ質問、確認したいのですけれども、6. の3行目のところに、計画の期間において生じる劣化を考慮しても技術基準に適合することを確認するとあるのですが、5のところで長期施設管理計画に書くことを書いているのですが、先ほどの「計画の期間において生じる劣化を考慮しても」うんぬんということに対応する5. の記載、要求項目がちょっと分かりにくいのですけれども、それはどうなっているのでしょうか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきます。

6. の基準に書いております「計画の期間において生じる劣化を考慮しても」といった、この劣化に関しましては、5. の記載事項の中で「劣化評価の方法」もそうですけれども、「その結果」といった中で、その劣化がどういうものかといったものが明示されるものになります。

○田中委員

劣化はどんなものかということだけではなくて、今後数年か10年か、その期間においてどのように劣化が進展するのか、問題ないのかということまでも5. の中で記載することを要求しているのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますけれども、この劣化評価といったものは、例えば、現状を当然点検とかで確認をいたしまして、現状を踏まえて、この後10年とか20年とか原子炉を運転した際に、その劣化評価が10年後、20年後にどう進展するかといったものを評

価することでありますので、そういった意味では、施設を10年、20年使った後にどうなるかといった状態も含めた評価結果がこの計画の中には示されるといったことでございます。

○田中委員

そうすると、この劣化評価というのは、劣化の現在の状況だけではなくて、今後、それがどのように変化するかということも含めての劣化評価ということですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

はい。御指摘のとおりでございます。

○石渡委員

先ほど御説明があったように、経済産業省の資料、6ページのところの一番最後のポツを見ると「運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で」と書いてあるわけです。現在の炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に書いてある運転制限の期間と同じ期間を、とにかくここで運転期間及び延長を認める期間として設定して、それは変えないという方針だと私は理解します。

基本線をそのように変えないわけですから、基本的に現在は40年で特別点検というのをやるわけですね。それから20年というところにまた節目があるわけですがけれども、こういう40年、60年という節目にそれなりの大規模な点検を行うということは想定はしていないということなのですね、これは。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

こちらの40年、20年の規定はエネ庁の方で今検討されていることですがけれども、ただ、エネ庁の方の資料、6ページ目の下の方にもございますように、前提というところで明確に書いてあるのは「原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に」といったことでありますので、そういった中では、今、我々が議論しています高経年化炉に関する規制とか、そういったものを念頭にこちらの方は検討されているのではないかと考えておりますけれども、直接こちらの方からこれに関して何か意見とか確認をしたわけではございません。

○片山長官

長官の片山でございます。石渡委員の御指摘にお答えをしたいと思います。

別紙1でまとめてございますのは、原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みという観点で整理をしております。現行の運転期間延長認可制度でも特別点検の規定は規則レベルで決まっているものでございますので、規則以下のものは基本的にはここに書いてございません。唯一の例外がいわゆる未適合炉の取扱いの12.でございます。

それで、これまでの原子力規制委員会の御議論では、今、40年目に義務づけている特別点検というものは、40年を超えて運転しようとするときには維持した方がいいというのが委員間での御議論だったと思いますので、当然、それが前提になっております。その上で、石渡委員が御指摘になった60年を超えるときにどうするのかということは、今後、議論しようというのがこれまでの委員間討議の結果だったのではないかと考えております。

そのときに委員の中から出た御意見の中には、一律がいいのか、炉によって状況が違うのではないかとといったような御議論もございましたので、今後、詳細、私の方から、この移行期間が終わった後ぐらいが検討開始のタイミングではないかと前回の原子力規制委員会で申し上げましたけれども、そういったタイミングでしっかりと改めて議論をしていただく必要があるのではないかと考えてございます。

○石渡委員

そうすると、ここの別紙1に書いてあるのは、最初の前文の一番最後のところの「原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組み」、これが以下のとおりであるということで、その下の法律といいますか、細かい法的な規定については、今後、議論をしていくということですね。

○片山長官

長官の片山です。そのとおりでございます。

○石渡委員

それでは、本日は承するというのは、つまり、一番上の原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みの案、これについてという、あくまでもこの部分だけという話ですね。

○片山長官

長官の片山です。事務局の提案はそうでございます。

○山中委員長

そのほか、御意見はいかがでしょう。

○杉山委員

今、議論になったとおり、別紙1の内容、これは前回までに既に議論して、前回もこの内容でということを確認済みの内容を改めてまとめていただいたものだと思っております。ですから、私は、この内容を意見募集にかけるということに関しては、問題ないと考えております。

それとともに、別紙2ですけれども、私が担当いたします事業者との意見交換、これは結局、我々が考えていることに事業者がついてこられるかどうか。それが無理だったらそもそも今の議論が全く成立しないので、本日、意見募集に進めるとなった段階で意見交換に対するアクションも即開始すべきだと考えております。

これは本当にじっくりやるべきであって、向こうは我々の別紙1で記載されているよりももっと細かいことを知りたいでしょうし、我々側も事業者がどのぐらいの時間を申請に要するのかわかりたいところがあるので、1回では終わらないかもしれませんが、余りそこで時間をかけることはできませんけれども、短期間で濃い意見交換会を進めていただきたいと考えております。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課長の金城の方から答えさせていただきます。

本日のこの審議で了承いただきましたら、すぐ準備に入りまして、なるべく密な意見交

換ができるよう準備したいと思います。

○山中委員長

そのほか、御意見、コメントはございますか。

○伴委員

今の点ですけれども、ですから、この意見交換というのは、我々の案といいますか、大枠をまず事業者側に提示して意見を募るということに加えて、前回議論したときに、移行期間のための短期間のうちに申請が集中すると、しかも、それが一からの出直しの申請だったりすると、多分、こちらの作業が追いつかないということがあるので、その辺の調整が必要になろうということを目指しましたけれども、それも含むということですよ。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課長の金城の方から答えさせていただきますけれども、意見交換ではそれも含めてしっかりと議論したいと思います。

○伴委員

その調整というのは、その場でどうしますという答えが出るものではないと思うのですが、そうすると、どうなりますか。調整するというものの、ある意味、同意を取りつけた上で、具体的なところは更に事務局レベルでというような話になるのでしょうか。

○片山長官

長官の片山です。

恐らく段階的にやる必要があるかと思っています。まずは法的な枠組みについての意見交換、法律レベルで定める必要があるものは何なのかというところがまず大事なポイントになろうかと思っています。次に、では、その法律を施行するために、規則の改正ですとか、審査などで使う書類の改訂が必要になってまいります。次はその議論になります。

恐らくそこがある程度議論が進まないと、今、伴委員が御指摘になったような議論には行かないと思います。したがって、ステップ・バイ・ステップで物事を詰めていく必要があるかと思っています。

いずれにしても、規則等々はまた原子力規制委員会にお諮りしなければなりませんし、あるいは具体的な規則案を検討する上で、方針を原子力規制委員会にお諮りしなければいけないこともあるかもしれません。そういったことを並行して進めながら、事業者の意見を聞く枠組みとして、この意見交換会を使うというようなことで進めていくということではないかと思っています。

○伴委員

段階が必要だろうと思いますので、いずれにしても、透明性・公開性がきちんと確保されるように、そこはお願いしたいと思います。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

了解しました。透明性・公開性をしっかりと確保して、意見交換したいと思います。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

この案で一つお伺いしたいのですけれども、4ページの11番の①のところなのですけれども「新制度施行までの一定の期間中、あらかじめ長期施設管理計画の申請及び認可ができるものとする」と書いてあるのですけれども、この法律が施行される前に、この法律で決められている長期施設管理計画というもの、これを申請するのは構わないと思うのですけれども、これの認可というのはできるのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課長の金城の方から答えさせていただきますけれども、当然、今、法案は検討中でありまして、これまでの他法令での前例などもしっかりと見ながら、この認可ができるような規定を準備したいと考えてございます。

○片山長官

長官の片山です。

これは前回も御議論いただきましたけれども、現行制度と新制度というものが、認可の対象ですとか、そういうものが変わりますので、旧制度の認可をそのまま法律で新制度の認可とみなすといったような規定を法的に設けることができません。したがって、旧制度での認可というものを新制度での認可に移すための準備行為というものが、どうしても法的にそういう仕組みを設けることが必要になってまいります。そういう設け方というのは、これまで他法令の用例がありますので、恐らくそういうものを炉規法の中に設けることによって円滑な移行ができる。これは前回御説明したとおりでございます。それをここに書かせていただいているというものでございます。

○石渡委員

そうですか。そうすると、これとは別に、そういう移行のための条文を設けるというようなことになるということなのですか。

○片山長官

長官の片山です。

まさしく準備行為として、①に書いてございます申請ができるということ、その申請に対して認可という行為ができるということを定めるということでございます。

○石渡委員

そういうことは法的に可能であるということですね。

○片山長官

はい。できると考えてございます。

○山中委員長

石渡委員、よろしいですか。

そのほか、いかがでしょう。

これまで4回議論してきた内容がそのまま法的な枠組みの条文に近いような形で盛り込まれているわけですが、それに加えて、法的措置みたいなものが幾つかの文章で出てきたという。内容的には変わっていないと見られるのですけれども、それでいいですね。法的措置だけが加わったという。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

内容的にはこれまで御議論いただいたものとなっております。

○片山長官

長官の片山です。

唯一、これまで明示的に御議論いただいていないのが、10. の命令に違反したときの罰則を設けますというところと、あと、いろいろな申請手続がございますので、それに対する手数料などの規定を設けるというところだけでございます。

○山中委員長

そのほか、御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要の案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

御了承いただいたと判断いたします。

それでは、その上で、別紙1について、科学的・技術的意見の募集並びに原子力事業者との意見交換を行うことを了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのようにいたしたいと思えます。事務局では対応の方をよろしくお願いいたします。

ます。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

了解しました。

○山中委員長

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）－使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等－」です。

説明は、実用炉審査部門の奥調査官からお願いいたします。

○奥原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

実用炉審査部門の奥でございます。資料2に基づいて説明をさせていただきます。

関西電力・高浜発電所1号、2号の設置変更許可申請、使用済燃料ピット用中性子吸収

体の廃止等につきまして、11月2日の原子力規制委員会で御審議いただき、取りまとめました審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取を行いました。

1 ページ目の3. にございますとおり、11月3日から12月2日まで行いました意見募集の結果、3件の意見を頂きました。

また、2 ページ目をおめぐりいただきまして、5.、6. にございますとおり、原子力委員会、経済産業大臣に意見聴取を行いましたところ、原子力規制委員会の判断は妥当との答申、許可することに異存はないとの回答がございました。

以上を踏まえて審査の結果を取りまとめ、設置変更許可を決定いただくことについて、付議させていただきます。

提出意見に対する考え方について、4 ページ目以降の別紙1により説明させていただきます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。

1 件目の意見は【技術者に対する教育・訓練】に関する内容です。

技術的能力に関する項目の「5. 技術者に対する教育・訓練」に関する申請内容の(1) (2) (4)、これは審査書案6 ページ、7 ページ、資料でいきますと通しの39ページ、40ページに該当する記載がございます。この5. の(1) (2) (4) の記載の末尾におきまして「教育及び訓練を実施する」としていることにつきまして、単に教育・訓練を実施するだけではなく、試験によって定着を確認すべき。試験を行うに当たっては、不正防止、記録の保存等を適切に行う必要があるとの内容になってございます。

この意見に対する考え方としまして、まず、審査では、申請者が技術的能力を維持・向上するための教育実施計画を策定し、教育・訓練を実施する方針を確認する旨、記載してございます。その上で、教育・訓練の具体的な実施方法は、申請者が保安規定で定めて認可を受け、記録の保存等を含むその遵守状況は原子力規制検査を通じて監視する案としてございます。

2 件目でございます。6 ページ目を御覧いただければと思います。

自主的対策に関する意見になってございます。冒頭の意見の「自主的対策の許可意義が漠然的で謎めています」、こちらはコメントに当たるものと思います。

続く「社の追加自主的対策は皆無とし、然し国は是と論じた」、こちらは審査書案の12 ページ、資料の通しの45ページに該当するものと思いますが、こちらの「(2) 自主的対策における設備及び手順等」におきまして、原子力規制委員会は、申請者が、代替注水等の技術的対策について、既許可申請から変更がないことを確認したとしていることについて、経緯の説明が欠けていることを指しているものと理解しております。また、そのことにつきまして、意見の末尾にございますように、国として追加の関与が必要ではないかと指摘する意見と理解してございます。

この意見に対する考え方としましては、審査における自主的対策の考え方として、自主

的対策そのものは規制要求の対象ではございませんが、自主的対策が重大事故等への対処をより確実にするよう作用するものであることを確認する。そのことを審査の中で確認していることを記載した上で、本申請では既許可申請の自主的対策の内容に変更がないことを確認した旨、記載する案としてございます。

1 ページおめくりいただきまして、3 件目でございます。7 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは表現適正化の意見になってございます。

一つ目、二つ目の意見は表現の平仄を指摘する意見、三つ目は文中で接続詞として「更に」を用いているため、平仮名表記とすべきとの御意見、四つ目、五つ目につきましては、文意の明確化に関する意見でした。

いずれも適正化を要する意見でありましたので、資料でいきますと、31ページから48ページの方に見え消しで審査書案を参考資料1として付してございますが、こちらにございますとおり、それぞれ審査書案を修正してございます。

提出意見に対する考え方については、以上となります。

原子力委員会への意見聴取の結果につきまして、原子力委員会からの答申は別紙2としまして資料8ページ、9ページに付してございます。

そして、経済産業大臣からの回答につきましては、別紙3としまして資料の10ページから12ページ（※正しくは10ページのみ）に付してございます。

提出意見を踏まえて修正を反映しました審査書案、こちらは別紙4としまして資料の11ページから29ページにわたって付してございます。

意見が3件ございましたが、提出意見を踏まえましても許可の基準に適合しているとの結論に変わりはないことから、別紙4のとおり審査結果として取りまとめることを決定いただけますようお願いいたします。

また、以上を踏まえまして、原子炉等規制法に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、資料30ページの方に付させていただきました別紙5のとおり、本件の申請について許可することを決定いただけますようお願いいたします。

説明は以上となります。

○山中委員長

技術的な議論については、11月2日の原子力規制委員会で議論させていただいておりますけれども、何かただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり、審査書案に対する御意見への考え方を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

その上で、原子力委員会及び経済産業大臣ともに異存がないということですので、関西

電力株式会社高浜発電所1・2号炉の発電用原子炉設置変更許可について、別紙4のとおり審査結果を決定し、別紙5のとおり発電用原子炉設置変更許可を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりといたします。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受け入れ」です。

説明は、核セキュリティ部門の中村管理官からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

核セキュリティ部門の管理官の中村でございます。

IAEA国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受け入れという議題3の説明をさせていただきます。

資料を御覧いただきたいと思います。

「2. 経緯」でございますが、10月26日の原子力規制委員会におきましてIPPASミッションを受け入れることについて検討し、その時期、内容などについて原子力規制委員会に諮るよう指示がございました。原子力規制庁におきましては、IPPASミッションを受け入れることにつき関係省庁と調整をした結果、関係省庁からは受け入れることにつき異存がない旨の回答を得たものでございます。

続きまして、3でございます。「IPPASミッション受け入れについて（委員会了承事項）」でございますけれども、IPPASミッションを受け入れることとし、同ミッションの実施時期を令和6年半ば頃と想定し、IAEAに対し正式要請することの了承について原子力規制委員会にお諮りしたいと考えております。

続きまして、仮に了承された場合の今後の手順について、資料の4で記載をしております。今後、外務省などと連携しまして、次のような手順によりIPPASミッション受け入れに向けた準備を進めることとなります。

まず一つ目は、IAEAに対する正式要請文書の発出、これを来月中に行います。また、続きましてIAEAからの回答文書を受け入れると。その後、IAEAと関係省庁との調整があるのですけれども、IAEAとはミッションの実施時期とミッションチーム・メンバーなどの調整がなされます。また、関係省庁との間ではミッションレビュー対象モジュールなどの調整が行われる予定でございます。

次のページでございますが、その次の動きとしましては、IAEAとの公式準備会合、これが令和5年の夏秋頃でございますけれども、この段階でミッションの実施時期とレビュー対象モジュールの確定が行われます。そして、令和6年の半ば頃なのですけれども、IPPAS

ミッションの受入れという形になるものでございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

IPPASを受け入れるということについては、事前に御提案させていただいて、その方向でということで、詳しく事務局に受入れ時期等、あるいは内容等について検討していただいていたところですが、御意見、御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

前のIPPASミッションは、もうかなり、数年前ぐらいだったと思うのですが、その後、RIのセキュリティに関する規則等の整備が行われた等々もあって、前のミッションのときよりもモジュール数を多くして評価を受けることは大変重要なことかと思えます。

コメントです。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

○伴委員

今のモジュールをどれにするかということなのですが、このモジュールの調整というのは、基本的にこちらからこれについて受けたいと言え、それが行われるという理解でよろしいですか。

○菅原長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

核セキュリティ部門の菅原でございます。

委員がおっしゃるとおり、モジュールについては、ホスト国側、すなわち、日本側からこのモジュールを受けたいということで要請して、その範囲でミッションが行われるということになります。

○伴委員

少なくとも現段階で、事務局としては特定のモジュールを落とすということは考えていないと。

○菅原長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

はい。今のところ、モジュールについては、関係省庁とも調整して、検討しているところでございます。少なくともRIにつきましては、受ける方向でRI部門の方で検討していただいているところでございます。

○伴委員

つまり、モジュール4はマストであるとして、ほかのものも支障がない限りは受ける方向で調整しているということですね。

○菅原長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

はい。モジュール1、2、5については、当部門の方が主担当になりますので、受ける

方向で考えております。

○伴委員

了解しました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

前回よりも広範囲でIPPASのミッションを受け入れるという方向性としては、そういう方向でお考えいただいているということですのでよろしいですか。

○菅原長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

はい。ちなみに申し上げますと、一番最初に受けた2015年でございますが、モジュール1、2、5を要請して、その三つのモジュールをやっているところでございますので、そういう方向で今のところは考えているところでございます。

○山中委員長

3、4については、受ける方向で検討していただいているという。

○菅原長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

4のRIについては受ける方向で検討しておりますが、3の輸送モジュールについては、原子力規制庁、国交省をはじめ関係省庁が担当となりますので、レビュー対象とするか否かは、現在、国交省などと検討中でございます。

○山中委員長

そのほか、御質問、御意見はよろしいですか。

それでは、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のミッションを受け入れることとして、同ミッションの実施時期を令和6年、2024年半ば頃と想定して、IAEAに対して正式要請することを了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

それでは、以上で議題3を終了いたします。

次の議題は「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の状況」です。

説明は、核燃料施設審査部門の古作調査官、専門検査部門の寒川検査官、核燃料施設監視部門の伊藤指導官からお願いいたします。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の古作です。

資料4をお開きいただきまして、今、山中委員長からお話いただきましたように、日本原燃株式会社再処理施設に対する設工認（設計及び工事の計画の認可）及び使用前事業者検査の確認といった状況について、報告させていただきたいと思っております。

「2. 経緯」で記載してございますが、日本原燃再処理施設につきましては、2年前の令和2年7月29日に許可を出しておりますけれども、それに当たりまして、その後の設工

認、使用前事業者検査といったものの取扱いをどうしていくかということについて、令和2年6月24日の原子力規制委員会で進め方ということで資料提示をさせていただきまして、御了承いただいたというところでございます。

その進め方で記載しました審査方針に基づきまして、審査会合で、申請に先立ったところで6回ほど会合で議論をさせていただいて、申請に向けた進め方の理解を醸成したというところでございます。

それを踏まえて、令和2年12月24日には第1回の申請がされたということで、それを踏まえた審査の状況、あるいは使用前事業者検査に対する確認といったことに対しましては、令和3年9月1日と15日にそれぞれ審査と検査で状況について報告させていただきましたが、その後も審査が少し長引いたというところがありまして、ようやく日本原燃から3回の補正を受けたところで、審査会合は申請を受けた以降ですと19回ということで、おおむね月1回審査会合をやって議論してきたと。その議論した指摘を踏まえた書類がようやく出てきたかなというところまで至っております。

こういった状況ですので、改めて状況について整理して御紹介したいというところでございます。

「3. 設工認の審査の状況」をまず私の方から御紹介させていただきたいと思います。

(1) が第1回申請の概要というところでございます。第1段落では、まず、申請の具体的な内容について記載してございます。

具体的には別紙1の4ページのポンチ絵で紹介させていただきたいと思いますが、申請対象としては、再処理施設は膨大ではあるものの、まずは設工認、新たな運用をしていくに当たり、運用の仕方というのを身につけたいというようなこともあって、申請対象はB冷却塔と飛来物防護ネットという限定したものになってございます。

一方で、冷却塔自体は既設のもので、真ん中の絵に描いておりますけれども、マンメイドロックに載っている一方で、その周囲に設置する飛来物防護ネットについては、改良地盤を設けた上でくい基礎になっているということ。その周辺の埋め戻し土による液状化の影響というのを当初の申請では見込んでいなかったというところを、審査会合で検討の要否を議論しまして、最終的には1年以上の議論の結果、影響を見込む方法を整理して補正に至っているというところでございます。

また、設備としましては、飛来物防護ネットに耐火被覆を設けるということにしてございます。これは再処理の特徴であります航空機墜落による火災というのを建屋至近で想定するということから、設置するというので、これの仕様の設工認の在り方といったようなところを会合で議論したというところでございます。

資料の1ページ目に戻っていただきまして、「別紙1」と書いた次の段落ですけれども、こちらから審査方針で示しました内容についての概略をまとめてございます。

施設の明確化ということにつきましては、機器がどの条文と対応しているのかといった、何を審査しなければいけないかということを明確にするということで、申請対象設備数と

しては約2万5000というところを体系的に整理し、第1回申請がどの部分で、第2回申請でどういう申請をするつもりなのかということをもとめ上げたということでございます。

その次の類型化につきましても、添付書類でばらばらと各設備を説明するというのではなくて、体形的に同じものは同じ添付書類の中でやり方、評価の仕方ということをもとめて申請するというところで体系を整理し、その内容が補正の中でも明示されたというところでございます。

その次の品質管理方針、使用前事業者検査実施方針といったところにつきましては、品質管理方針につきましては、設工認の本文で求めているという場所、あるいは使用前事業者検査については、工事の方法の中で検査についても触れられたということで、審査方針で話をしましたアクセス不可能な場所での検査をどうするかといったようなことも含めて明示されたというところでございます。

最後の全体計画というところにつきましては、申請当初は3回に分けて申請するというものでしたけれども、第1回申請の審査に時間を要したということで、その間に設計の進捗があって、もう既に第3回と思っていた時期に来ているということから、残りの分は一括で、第1回の認可を受けたら一式出したいということに変わってございます。

その具体の申請の体系につきましては、別紙2ということで5ページ目に少しまとめさせていただきます。

再処理の施設につきましては、まだ本体施設については建設工事中という扱いになっていまして、一部、使用済燃料受入れ・貯蔵施設だけは先行して使用前検査合格を出しているということから、設工認の扱いとしては別枠になっていまして、1.の方で使用済燃料受入れ・貯蔵施設の関係、2.で本体工事ということになっております。

また、(1)が本体で、今回は①で分割第1回ですけれども、次回がその次の②ということで、それ以外に別工事として申請されておりました(2)の①②という案件もありますので、これらが残り分ということで、新基準対応の申請が今後なされるということになってございます。

また、すみません、戻っていただきまして、2ページの(2)でございますが、ここまでは第1回分ですけれども、第2回の申請がやはり本丸でして、ほぼ全てといった約2万5000の機器の申請があるということですので、それに向けた準備がどうなっているのかということも審査会合で幾つか確認させていただいております。

特に二つの機器であったにもかかわらず時間が掛かりましたので、その辺り、どう設工認に向けて検討しているのかと。第1回で検討不足の部分が見受けられましたので、その反省を踏まえて準備できているのかといったようなこと、あるいは類型としてきちんと一式が説明できるように工夫をどうしているのかといったことについて話をしたというところで、電力支援等も含めて体制の改善もやっている。体育館に集めてコミュニケーションをとっていくというようなこともやられていますので、そういった状況を確認しているというところでございます。

その辺りは、昨日の審査会合でも第2回に向けたということをやりましたけれども、今後、申請を受けた後も原燃の状況把握をし、こちらの考えというのを提示して、円滑に進むように考えていきたいと思っております。

4.の方は検査の関係で、それは、まず、専門検査の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○寒川原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

専門検査部門の寒川でございます。

それでは「4.使用前事業者検査の確認等の状況」について説明させていただきます。

まず、(1)の日本原燃が実施しています検査に対する確認状況でございますけれども、我々の原子力規制検査では、事業者が実施しております使用前事業者検査の実施状況を確認しておりますが、これに加えまして、事業者では事業者検査に先立って自主検査というものをしております。

この自主検査というものですが、欄外に注記してございますが、本来、使用前事業者検査では設工認に従ったものであることを確認するのですが、まだ審査の段階で設工認の本文事項が定まっていなかった部分等につきましては、事業者は自主検査として確認し、記録を作成してございます。

ただし、この自主検査は、使用前事業者検査と同等の体制で工事の所管部署とは独立して行っているものということでございますので、そういった状況につきまして、規制検査とか面談で適宜確認してございます。

それから、過去に問題がございましたコンクリートの埋め込み金物の健全性や、放射線の影響等でアクセスが困難な設備につきましては、令和3年9月の原子力規制委員会で御報告いたしましたとおり、これらの使用前事業者検査は、例えば、過去に取った記録の品質を確認するなどの方法によりまして実施可能であると評価してございますので、今後、本格的に実施されます使用前事業者検査が、その中でこれらが適切に実施されているかを我々としても確認していく予定でございます。

(1)は以上でございます。

○伊藤原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官

続きまして、核燃料施設等監視部門の伊藤です。

4.の(2)について御説明いたします。「日本原燃における法令報告の是正措置等に対する確認状況」となります。

本件は、令和4年10月19日に原子力規制委員会で報告しました、高レベル廃液ガラス固化建屋供給液槽Bでの冷却機能の一時喪失に関するものになりますけれども、日本原燃の是正措置の実施状況については、原子力規制検査で、現在、継続して確認しているところであります。

また、10月19日の原子力規制委員会で指摘がありました、時定数の短い事象に関するヒューマンエラーの防止対策、これについてなのですけれども、ここでは臨界と爆発という

ところをきちんと見てほしいという委員からの御指摘があったかと思いますが、代表的なものとしては、①の臨界事故、②放射線分解により発生する水素の爆発、それと、③の有機溶媒による火災又は爆発の三つの事象が対象となります。

現在、再処理施設自身の工程が動いていない状況、物が動いていない状況、それと、施設におけるインベントリは、今、現状で精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、これらに物が残っている状況でございますけれども、こういった現状を踏まえれば、竣工前については、①と③、臨界と有機溶媒火災による爆発等の可能性はないといえると考えております。

したがって、まずは工事段階において、万が一の際、短い時間での対応を要する②は水素掃気に関するもので、水素爆発に関するものになりますけれども、こちらについては、法令報告がありました冷却水配管と同様にの既設の配管に直接手を加えるというような工事が行われている状況であり、そういった点については、安全上重要な施設の機能を維持しつつシステムを改造する工事となりますので、ヒューマンエラー防止のための作業管理をきちんと確認していくということを考えております。

その後、全体的な工事が終わっていく段階になりますけれども、その段階においては、臨界と爆発、①と③についても、発生防止を含む全般的なヒューマンエラー防止対策の実施状況について、六ヶ所原子力規制事務所と連携して確認を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門から、あと「5. 今後の予定」ということで状況を紹介させていただきます。

まず、設工認の方ですけれども、第1回につきましては、審査結果を取りまとめて、文書管理要領に基づきまして、部長の専決ということで進めさせていただければと思っております。

2回につきましては、これまでの状況からすると、やはり日本原燃における対応が一番重要というところでありまして、我々としましても、審査が円滑に進むように審査会合を引き続き頻度よく開催するなど、必要な対応をとっていきたくと思っております。

検査につきましても、第1回の認可が済みましたら使用前確認申請というものが出されると見込まれますので、検査のフェーズというのも本格化してくるということで、引き続き確認を進めていくということになろうかと思っております。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

田中委員、いかがですか。

○田中委員

今、説明があったとおりでございますが、1 ページ目の「経緯」にありますように、令和2年6月24日に審査方針等というのを作りました。これは原子力規制庁、原子力規制委員会としても、審査の効率化という観点からこれを考えたのですけれども、それから2年半たってやっと第1回の申請が大体まとまりつつあるかなということでもあります。

また、先ほどありましたが、昨日、審査会合を行いまして、事業者の方から第2回申請に関連しての取組状況の説明があったところございまして、こちらの方からも、1回目の申請が物すごく遅れたということ、それらを十分反省してしっかりと対応しろということを昨日も指摘したところでございます。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○杉山委員

説明していただいた中の3ページの上段のところ、4. の(2)の是正措置に対する確認状況というところで、時定数の短い事象ということで三つピックアップして、それぞれ検討していただいたということで、これは大事なことだと思っております。

この①②③の中でも、水素というのは、いきなりわっと水素がどこかから持ってこられるわけではなくて、長時間かけて蓄積されていくものなので、どこで防ぐというアプローチはこの①③とはまた別なのかなと思っております。そういったことを事業者がきちんとリスクの性質を把握することで、この事業が始まった後の日常的な検査などの重きの置き方とかにまた反映されると思っております。いずれにしても、事業者が自らの施設をきちんと理解していただくということが大事なのだと思っております。そういう視点で今後も審査なりを進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊藤原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官

原子力規制庁の伊藤です。

御意見ありがとうございます。そのような形で、事務所の方とも連携しながら確認していきたいと考えております。

○伴委員

そもそもこの設工認の審査が始まる前に方針を定めて、そのときに、非常に施設・設備の数が膨大なので、最初の審査をするときに、多少時間は掛かっても、そこで類型化をきっちりすることでその後を効率的に進めましょうという考え方だったと理解しておりますが、それがだんだん状況が変わってきて、とにかく第1回目をパスさせよう。パスさせるという言い方はよくないですけれども、第1回目をきちんと処理しようというところになってきて、今回、第1回目の申請について、大体決着を見たというところなのですが、その間にいわゆる類型化というのが一体どこまで進み、もっと別の言い方をすると、今後の審査のための素地がどこまで出来上がったのか。

だから、それも時間は掛かったけれども、一定程度できましたという状況なのか、それ

とも、第1回目の申請の範囲内で、ほとんどその範囲内の議論で終わってしまって、その先を見越した議論にはなかなか進んでいないという状況なのか、その辺りはどうなのでしょう。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の古作です。

何分、申請対象が2件の屋外施設に限られたというところで、全てのところを類型として考えが整理できたかというところ、そうではないのは確かであります。

一方で、並行してMOX施設の申請もあって、MOX施設では建屋の申請ということでしたので、それぞれで違うことをやってもよくないということから、合わせて審査会合を進めております。その結果としては、再処理の方でも、MOXの建屋の申請の仕方というのを踏まえて、何を説明すべきかということは共有しているということがございます。

また、特にMOXの建屋ですと、関連条文というのは広くわたっているということもあって、その点では、限定した施設ではありつつも、それぞれの条文の何を説明しなければいけないかというのは比較的議論できたかなと思っています。

申請書の体系としましても、どこの添付書類でどういう説明をすれば、類型として整理できるのかというところまでは話はできていまして、あとは、申請の中で具体的にどこまで書いていくのか、どの設備がどこにぶら下がるのかといったことについて、今、原燃で整理して申請に当たっているということで、そこの辺りは申請を受けてまた議論していきたいなと思っています。

○伴委員

了解しました。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

類型化に対する相互理解というのは、かなり進んだと考えてよろしいですか。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

古作です。

一定程度はできたかなと思います。やはり実際に第2回の申請書を見てみると、そうは会合で言っていたけれども、蓋を開けてみたらということが何度かありましたので、安心したところまでは来ていないのですけれども、方向性は見えてきたかなと思っています。

○山中委員長

これまで3回で申請するところを、2回にするということに方針変更を事業者がしたということですね。ということは、2回目の物量というのはめちゃくちゃ多くなると想像するのですけれども、恐らく類型化というのがまずキーポイントかなと思いますが、いかがですか。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

古作です。

おっしゃるとおりでして、段階に応じて種類の範囲というのも整理していけると思っていたところが、一気に来るということになりますので、多少整理が不十分であると、最初は少し時間が掛かるかなと思っています。

一方で、まとまってもやるべきことは変わらないので、その点ではまとめて一体として効率よく見ていきたいなというところではあります。

以上です。

○山中委員長

物量がかかなり多くなるので、その辺り、非常に難しい審査になるかなと思いますけれども、田中委員、よろしく願いいたします。

○田中委員

はい。物量が多くて、そのために類型化等々言ってそれなりに少し両者の考えが大体同じような方向で行っているのかなと思うので、実際に物を見ないと分かりませんが、そういうものを見て、多分、審査チームにおいても効率よくやってもらえるのではないかなと思っています。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで終了したいと思います。議題4を終了いたします。

次の議題は「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況」です。

説明は、1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）の大辻室長補佐からお願いいたします。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室の大辻です。

それでは、資料5に沿って、中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況について御説明したいと思います。

まず、1. は今申しあげましたので、2. に進みまして「リスクマップに関する現状」ということで、1パラ目、まず、原子力規制委員会はリスクマップを平成27年2月に決定し、その後、廃炉作業の進捗状況等に応じ、定期的に見直しを行ってきています。最近では1年に一度改定を行っている状況です。

2パラ目に進みまして、令和4年3月に決定した現行のリスクマップに対する進捗状況について、12月19日月曜日、第104回監視・評価検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）において、東京電力が示した各目標に対する進捗の評価というものを別紙1の方に示しています。

この中で、着実な進捗が見られる項目がある一方、固形状の放射性物質に対する取組等、目標から遅れる見込みの項目が多いという状況になっています。このため、東京電力が目

標から遅れるとする項目について、原子力規制庁が評価した遅延に係る要因・課題とそれらに対する対処方針を別紙2に整理しました。

それでは、少しページをめくっていただきまして、別紙1、別紙2について簡単に御説明したいと思います。

まず、ページ4、5が別紙1でして、これは2022年3月に決定いただいたリスクマップの上に○、△、□という記号で現時点の東京電力から聞いた進捗を示したものです。○は目標通り完了したもの、□は次年度も継続するもの、△は目標から遅れているものです。

ここで見ていただきますと、固形状の放射性物質を扱う分野に遅れが多くて、今回、東京電力が遅れるとした9項目のうち、六つが固形状の放射性物質の分野になっています。

それでは、まためくっていただきまして、ページ6をお願いします。これは原子力規制庁が作成したペーパーです。

東京電力が遅れるとした9項目について、今後の対応を考えるために要因と対処の方針を原子力規制庁の方でまとめました。この中で、原子力規制庁でまず要因の分類というものをしてみました。その分類が1. に示しているものです。その上で、2. で個別の目標について、分類を踏まえて具体的な課題と今後の対処の方針についてまとめました。

この資料自体は月曜日の監視・評価検討会で東京電力に示して、認識にそごがないことを確認しているものになります。

内容ですが、1. に進んでいただきまして「遅延の要因の分類」としては、東京電力の説明から大きく三つの遅延要因に分けることができると考えました。①は現場環境・不具合等、②は調達遅延、③は審査期間の長期化です。

③の審査期間がなぜ長期化しているかということについては、ここに記載している四つの要因に分けられると考え、ここに記載しています。aが閉じ込め機能、bが耐震クラスの設定、cが耐震評価手法、dが作業者の被ばく対策ということで、これらについて検討に時間が掛かっているという状況です。

それでは「2. 個別目標毎の整理」に進みまして、2. では先ほど申し上げた東京電力が遅れるとしている9項目を並べていますが、ここでは規制側の関与という観点から、特に③の審査期間の長期化に分類した四つの目標のうち、課題が残っている三つについて御説明したいと思います。

なお、この三つの目標は全て固形状の放射性物質に係る項目です。

ページを進んでいただきまして、ページ7の2.4「大型廃棄物保管庫クレーン設置開始」ということで、この遅れは現時点で東京電力は1年程度と言っていて、原子力規制庁の分類としては③のc、耐震評価手法の妥当性の根拠不足としています。

現状を簡単に申し上げますと、これは使用済みのセシウム吸着塔を屋内保管する施設で、既に建屋は建っているのですが、セシウム吸着塔を扱うクレーンと保管架台が審査中という状況になっています。

一方、昨年2月の地震を踏まえた耐震要求の再整理によって、建屋の補強が必要となる

可能性が出てきているという状況です。

両方とも東京電力から設計等の十分な説明がされるに至っておらず、審査が長期化しているという状況になります。

ページ7から8にかけて【今後の対処の方針】ですが、東京電力は年内に保管架台の設計変更の方針を示すと言っておりますので、今後、1F技術会合（特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合）においてそれを確認していくと。先ほど申し上げた建屋全体の補強工事については、別途、実施計画の変更認可申請がなされる見込みですが、早く進めるために、その申請を待たずに具体的な補強策等の内容というのは聴取していきたいと考えています。

次に、2.5「ALPSスラリー安定化処理設備設置工事開始」ということで、これは非常に多くの議論があったもので、遅れる期間については、まだ東京電力は示すことができず精査中という状況になっています。原子力規制庁の分類としては③のdで、作業員の被ばく対策が不十分ということですが。

これについても現状を簡単に申し上げますと、これは高線量のスラリーを脱水する設備で、約2年ほど閉じ込め機能や作業員被ばくについて、原子力規制庁と東京電力の間で議論を行ってきています。最近では、9月に原子力規制庁からグローブボックスの設置を求めて、10月に東京電力から設置するという回答があったところで、今、それを実施していく全体工程が示されるのを待っているという状況になります。

【今後の対処の方針】としては、東京電力が年度内に、グローブボックスに入れるために小型・簡素化したフィルタープレス機の適用性・成立性や、それを踏まえた全体工程を示すと言っておりますので、今後、1F検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）でまずそれを確認して、その後、1F技術会合で技術的な確認を行っていくと考えています。

もう一つ、最後に御説明するのが2.6「除染装置スラッジの回収着手」ということで、この遅れは2年程度、分類としては③のaの閉じ込め機能ということになります。

これも簡単に現状を申し上げますと、これはプロセス主建屋にためられている高線量のスラッジを回収して高台に移すという作業になります。論点は、高線量のものを扱いますので、閉じ込め機能ということで、現状としては、これまでの議論を踏まえて、東京電力が必要な閉じ込め機能を達成するために換気空調設備の設計を強化しているという状況になります。

9ページに進んでいただきまして【今後の対処の方針】としては、東京電力は年度内に換気空調設備を含めた設計を示すと言っておりますので、1F技術会合においてその内容を確認していく予定となっています。

以上、この表の中での個別の三つの御説明は以上ですが、3項目はいずれもかなり高線量のものを処理したり、保管したりする施設ということで、これまで閉じ込め、耐震クラス、作業員の被ばく対策が論点になってきましたが、現状、いずれも東京電力からの説明を今待っているという状況になっています。

それでは、1ページに戻っていただきまして、2.の3パラの「また」からですが、また、リスクマップに掲げる「分析計画の策定」に関連して、今年9月12日の第102回1F検討会において、原子力規制庁から資源エネルギー庁に対して廃炉等に必要分析体制の強化に向けた取組を検討するように求めました。そして、この月曜日の第104回1F検討会において、その検討状況というのを聴取したという現状になっています。

本日、ここでは別紙3として、資源エネルギー庁から出てきた、御説明があった資料をつけていますので、ごく簡単に触れたいと思います。

ページ11に進んでいただきまして、このペーパーが資源エネルギー庁から説明のあった分析体制の強化についてというもので、現時点では東京電力自体の分析計画がまだ作成途中ということですので、資源エネルギー庁のこのペーパーも検討途中のものとして説明されました。

ですので、今回、ここでは詳細は割愛したいと思いますが、少し具体的な強化策として、例えば、NDF(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)に分析サポートチームを組織するだとか、福島国際研究教育機構に放射能分析の人材育成カリキュラムを作成するだとか、少し具体的な対策についても記載はありますが、月曜日の検討会では、今後、東京電力の分析計画を踏まえて、強化についてより充実させる必要があるということ原子力規制庁より申し上げているという状況になります。

それでは、1ページに戻っていただきまして「3.今後の予定」ですが、まず、引き続きリスクマップに示した各目標の着実な達成に向けて、1F検討会において東京電力を指導・助言していくとともに、先般新設しました1F技術会合を活用して、技術的課題の早期解決を図っていきたいと考えています。この1F技術会合は、既にALPS処理水(多核種除去設備等処理水)の放出時の運用等に係る審査などで既に2回開催しているところです。

また、今年度中をめどにリスクマップを改定することとし、目標達成が遅れる項目に関しては、追加の情報も踏まえて、事務局から原子力規制委員会に改定案を提示したいと考えています。

最後に、先ほど申し上げた分析体制の強化に向けた取組については、先ほど申し上げたとおり、1F検討会で内容の充実化を求めたところですので、その後の検討結果を原子力規制委員会に御報告するという予定にしています。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

それでは、質問、コメントはございますか。

○田中委員

取組の進捗状況について説明があったところでございます。しかし、このリスクマップを今後どのように使っていけばいいのか等について、結構心配なところもあるものですから、若干コメントをさせていただきたいと思います。

そもそもリスクマップは原子力規制委員会が毎年度策定し、それを基に廃炉作業がリス

ク低減の観点から着実に行われているかを監視し、必要があれば指導・助言するということが重要なものであります。

また、先ほども話がありましたけれども、1F技術会合というのを設けましたので、監視・評価検討会の大きな役割の一つは、リスクマップの作成及び進捗状況についての議論等を行うということをごさいますして、リスクマップというのは大変重要なものをごさいます。

先ほど話がありました、4ページにありますように、固形状の放射性物質に関する取組や、関連しての分析計画に遅れているものが大変多くごさいます。これからも汚染水の処理とか建屋の解体などに伴って、様々な種類の対象物が大量に発生することが現実でごさいます。これらをどのように処理し、管理するかを考えなくてははいけません。

また、処理・管理の中には対象物の安定化や区分に応じた保管などもごさいます。このようなことを、それこそ中長期的な観点で適切に行うことが重要であります。

また、先ほど分析の話もありましたのですけれども、まだ東電からのニーズの説明がないのですけれども、この分析を適切なタイミングで行うということも大変重要でごさいます。

よって、私の考えといたしましては、次のリスクマップの作成においては、このような固形状の放射性物質と、それに関連しての分析に主眼を置いたものにするということをごさいます。考えてもいいのかなと思います。

以上です。

○山中委員長

何か今のコメントに対してごさいますか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室、竹内です。

今週19日の監視・評価検討会では、伴委員、それから、田中委員にも御参画いただきおさいますして、本日は固形状の放射性物質の遅れというのを取り上げた中で、今、田中委員から御指摘いただいた重要な課題とごさいますか、こういった解体によって出てくるものの取扱いというのを今後どうしていく。更に、それは分析と並行して検討すべきだという御意見も頂きましたので、次回の見直しに当たりましては、今御指摘いただいた点を踏まえて案を考えて、御議論いただければごさいます。ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○杉山委員

リスクマップに示されたいろいろな項目というのは、それぞれが完全に独立しているわけではないと思さいますして、依存関係だったり、やはり進める順序というのがあるのだと思さいます。

別紙2で示していただいた遅延する可能性のある項目というものの中でも、今、この資料のまとめ方としては、割と全くそれぞれフラットに扱って、それぞれ遅延を取り戻すべ

くどう対処するかという感じで書かれていますけれども、やはり何が何に影響しているとか、あるいは担当している部署が同一だから同時には進められないとか、いろいろまだきつとあるのだろうなと思っています。そういったところも含めて、より現実的な対処を東電と協議していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

1F室、大辻です。

今、杉山委員におっしゃっていただいたとおり、密接に関連している目標というのはあって、1枚の紙面の中で示すことというのはなかなか難しい面もあるのですが、今後、改定案を御提示する際には、その関係性も分かるような御説明を加えた上で、こういう目標設定にするのだということを御説明したいと考えます。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

○伴委員

今回、これだけ遅れが見込まれる項目があるというのは、多分、これまでになかった状況だと思うのです。それは一つには、ここに2年ほど福島沖で大きな地震があって、それをきっかけに耐震要求を見直したというところは少なからず関係していますけれども、多分、それだけではなくて、やはりとにかく人海戦術的に処理していけばできるようなことは一通り済んで、かなり難易度として高いものが今残ってきているということなのだろうと思います。

ですから、先ほど説明のあった、例えば、スラリーの安定化処理設備にしても、スラッジの回収にしても、これは線源としては相当強いものですから、これをどのようにするのかというのは相当工夫を要するということなのです。

ですから、そういう中で、やはりフェーズがまた変わってきたかなという印象は持っています。当初は本当にとにかく何を優先してやらなければいけないのか、どこまで済んだのかというのをきっちり見えるようにしようということで、本当に向こう1年ぐらいが視野でしたけれども、それが向こう3年ぐらいを視野にして、今、何をやらなければいけないのかというのを整理しようということになってきた。

その3年ぐらいを考えるに当たっても、10年ぐらい先を見越してあるべき姿はどうか。それを前提に向こう3年ぐらいを書きましようというのがここまでのやり方だったので、多分、もうその先を見なければいけなくなっているのではないかなという気がします。

1F（東京電力福島第一原子力発電所）の廃炉の最終形というのはなかなか現段階で思い描くことはできませんけれども、はっきりしていることは、これから廃棄物がどんどん出てくるわけです。それをどのように長期的に安定に保管するのかというのは、もう5年、10年というスパンではないはずなのです。だから、最終的な廃棄体に近いものをある程度イメージして、そこに結びつくような形で考えなければいけないのではないかと。

国のロードマップというのがありますけれども、私の印象としては、主に燃料デブリをどうするかというところにフォーカスしてしまって、我々がむしろ重要だと思っているような放射性廃棄物の処理ということに関しては、おまけになっているような感があります。

そうだとすると、放射線廃棄物をどうしていくかというところに関しては、かなり我々がもう踏み込んで、一定程度の仮定の下に、このリスクマップを長期的視野から組み立てていかなければいけないのではないかなと私は思います。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室、竹内です。

今の伴委員の御指摘を踏まえまして、今のリスクマップにつきましては、まずはおよそ10年後までに目指すべき姿というのがあります、それに向けた目標設定というスタイルになっておりますけれども、固形状の放射性廃棄物が今後多く出てきて、それをいかに安定な状態、その更に先という点というのは極めて重要な御指摘と認識しましたので、今の御意見を踏まえた上で、改定案を検討してお示ししたいと思います。

○伴委員

是非そのようにまず事務局で検討してほしいのですが、補足しますと、固形状の放射性物質の処理・保管に関しては、東京電力が保管管理計画というのを作っていて、それを毎年更新はしているのですが、実は我々は前々から指摘しているのですが、今後、建屋の解体とか、そういうことをやると、大量のがれきが出てくるわけです。その大量のがれきをどうするのかというのがその保管管理計画には含まれていないし、それに関する具体的なプランが東京電力から出てこないのです。

だとすると、それについても、ある程度我々が一定の仮定の下でリスクマップを作っていないと、そこから分析というところにフィードバックをかけていかないと、資源エネルギー庁から出てくる分析の改善をしますというのもどうもいまいちな感がありますので、ですから、もっと我々が踏み込んでいかざるを得ないかなと思います。

○山中委員長

私も半年ぐらい前から同じような意見を言わせていただいでいて、前の10年とこれからの10年というのは、やはり違うフェーズに入ったと考えて、東京電力自身が作業を進めていっていただく必要があるかなと。そういう廃棄物の安定保管ということの主眼にこの10年を考えていただく必要があるかなと私自身も思っています、そういう意味で、リスクマップというのをもう一度見直していただいて、どういうところをどのようにというのを考えていっていただく必要があるかなと。

6 ページで遅れている要因というのを分析していただいて、原子力規制委員会、原子力規制庁で対応できることというのは、技術会合を作って、そこで技術的な審査を機動的に行うというようなことも取り組んでいますけれども、やはり東京電力自身が事業を進めていっていただく。考え方を少し変えていっていただく必要があるかなと思っています。

その辺りは、やはり現場を見ても、分析の重要性、あるいは分類の重要性、処理・保管の重要性というところを東京電力自身が認識して、作業を進めていただくということが重要かなと思っていますので、これはもう伴委員と全く一緒に、そういうマップをすることで、どのように分析に関係するような人材を増やしていったらいいのか、あるいは施設としてはどういうものが本当に必要なのかというところを逆に考えていくということも必要かなと思います。

ということで、4ページで△がついたところ、ここの部分というのが実は本当に重要で、難易度が高くなっているのは間違いないと思うのですが、やはりここをきちんと処理していく。あるいは放射能のレベルとしては低いけれども、物量が物すごく多いとか、そういったものも非常に困難なものになってくるという。この辺りをどのようにこの10年間で対応していくのかなというところが重要です。

伴委員が指摘されたように、炉内のデブリについては、非常に注目されるのですが、実際はサイトの中のリスクの大きさというのは、放射性物質で汚染されたものの保管・管理をどのようにしていくか、あるいは処理をどのようにしていくかということがかなり大事なので、やはりその部分を東京電力も考えていただかないといけないかなと。あるいは我々もそういうマップを作るときに、そういう意識で作っていかないといけないかなと思っています。

○田中委員

今、山中委員長、それから、先ほど伴委員が言われたことは全くそのとおりでございまして、私も初め、冒頭に我々が作るリスクマップの重要性を言ったところでございまして、だから、別のところが作ったロードマップに引っ張られる必要はなくて、我々がリスク低減という観点から、リスクマップの重要性、それをしっかりと見て行って、監視、指導、助言していくのだと。この重要性を認識しながら、我々としてもしっかりとリスクマップを作っていくことが大事かと思っています。同じような考えでございます。

○山中委員長

どうぞ、石渡委員。

○石渡委員

外部事象等への対応というところでちょっとお聞きしたいのですが、上の方に書いてある「1/2号機地震計の設置」というのは予定どおり完了したようなのですが、これは、しかし、その下の枠で囲ってある「建物構築物の健全性評価手法の確立」とこれは結びついていることだと思うのですよね。ここに何も記号が書いていないのですが、これはある程度めどが立っているのですか。それとも、まだ五里霧中というところなのですか。どうなのでしょう。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室の竹内です。

建物構築物の健全性の具体的内容につきましては、今、石渡委員の御指摘の地震計を設

置して、その固有周期がシフトするかという観点で、劣化といたしますか、剛性が把握できるということと併せて、東京電力は今、建屋内の無人による調査、損傷状況の調査でありますとか、あとは、三次元画像化して定点観測的なことを検討しているというのは検討会でも聴取しておりますけれども、その辺はやはり環境的に高線量ということもあって、まだその具体的な計画というところまでは至っておりませんが、今後、ここも重要な項目だということで、この原子力規制委員会決定、今のリスクマップを決定する際には優先的課題という形にしておりますので、それにつきましても、引き続き我々としてはフォローといたしますか、指導していきたいと考えております。

○石渡委員

原子炉建屋は2011年のあの地震で揺すられて、水素爆発を経験した建物もありますし、特に最近ではほぼ毎年のように強いマグニチュード7クラスの地震が襲ってきておりますので、そういう点でやはり劣化といたしますか、それによって建物の健全性が損なわれる可能性がありますので、この評価手法を確立して対策を講じていくことはどうしても必要になってくると思うのですよね。

これについては、今、これは何も○□△がついていないのですけれども、これはむしろ前倒ししてやるぐらいのつもりでやっていただかないと、これからも強い地震が来る可能性は十分にありますので、もし建屋が大きく破壊されるようなことになると、廃炉作業に物すごく影響が出てきますよね。そういうこともありますので、ここは前倒ししてやっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室の竹内です。

今の御指摘も承知いたしました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論を踏まえた上で、事務局で更にリスクマップの改定案を提案していただいて、また原子力規制委員会の方で議論させていただきたいと思います。本日は報告を受けたということで終了したいと思います。

それでは、議題5を終了いたします。

最後の議題は「第56回技術情報検討会の結果概要」です。

説明は、技術基盤課の遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

先月11月24日に開催いたしました第56回技術情報検討会の結果の概要を御報告いたします。

資料の2ページから概要を数ページにまとめてございます。

まず最初に、安全研究から得られる最新知見の中で、最新知見の周知方法というのを御提案しておりまして、事業者へ周知した後、意見交換を行う際には公開会合を開催するという事を報告して、技術情報検討会での了解を頂いております。

続きまして、自然ハザードに関するものとして、化学的風化指標を用いた断層の活動性評価という知見についての報告がございました。これは敦賀半島の付近の活断層と非活断層を対象にしまして、岩の試料の化学的な性質をW値というものをを用いて分析・比較したと。これを用いると、断層と断層でないものとの区別ができるというような報告がございました。

これに対しては、今回のこの知見は今後使えるものなのかというような御質問があって、データの検討されたものは限定的な地域からのものであり、まだまだ技術的には考慮しなければいけないことが非常に多くあると考えていますと。ですので、現時点でこの手法が断層の有無に使えるかどうかについては、判断はまだ難しいと考えるというような報告がございました。

続きまして、国内外の原子力施設の事故・トラブル情報について報告がありまして、1次スクリーニングとして45件を分析し、そのうち2件が2次スクリーニングに移行したと。ただし、この2件というのは、既にごございました件と合流するというものでございます。

それから、資料の4ページですけれども、2次スクリーニングの現在の検討状況について報告がございまして、一つは蓄電池の劣化の状態の検討というのですが、事業者の意見を聞いたところ、国内では電池工業会の指針というのがあって、これに基づいて試験を実施しているということが分かりましたが、一部この指針と違う方法で実施されている部分があるので、これについては引き続き調査するという事としております。

また、以前、米国の事例として回路の故障が2次火災を起こす可能性があるといった知見がございましたけれども、これについては、検査部門からNRC（米国原子力規制委員会）に職員を派遣して関連情報を収集するということが、現在、正に行われているという状況でございます。

続きまして、1次スクリーニングの結果のうち、特徴的なものが数件報告されまして、例えば、米国の発電所で緊急時活動レベル（EAL）に用いているガスモニタの検出器の校正がされていなかった問題があったとか、あるいは国内の非常用ディーゼル発電機の連続運転中に排気管の伸縮継手が破損した事例であるとか、あるいは資料6ページに行きまして、同じく非常用ディーゼル発電機の試験中に自動停止が起こってLCO（運転上の制限）を逸脱した事例、また、これも国内ですけれども、非常用ガス処理系の入り口隔離弁の動作が不良であった事例、それから、同じく国内で補助給水の機能に対して火災防護の対策が不十分であった事例などが報告されております。

更に、トピックスとして、これは現在、2次スクリーニングの結果としてフォローしているものですが、資料の7ページにございますが、フランスの発電所で見つかりました、安全注入系の配管で応力腐食割れの現象が見つかったというものについて、事業者

(EDF) から追加の情報がございまして、現在、5基の原子炉で類似の事象が確認されているという状況であります。

これにつきましては、その5基というのが比較的新しいプラントで起きているのはいか、何が原因が分かっているのかという質問がありましたけれども、現在、フランス側でもまだ調査中であるという状況でありまして、これにつきましては、原子力規制庁としては、フランスとの間に情報を交換する場がございますので、引き続きそのような場を使って情報収集に努めていきたいと考えております。

それから、最後に、米国のボーイング737の飛行機の墜落の事例で、NRCがデジタル計装系の教訓反映として何か得るものはないかという調査をしておりましたけれども、その結果として、原子力で使うシステムと飛行機で使うシステムとの間ではやはり大きな違いがあるので、比較することは困難であることが分かったというような報告が追加でございました。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。

○田中委員

説明ありがとうございました。

フランスのもので、今、5基について見つかったとか、73ページのところを見るといういろいろなことを書いているのですけれども、これはこれから情報交換を行っていくのだということでございますけれども、私としても大変関心を持っていますので、また情報が分かり次第、また教えていただければと思います。特に結構新しいものがこれになっているところも結構気になっているところでございます。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

了解しました。

○杉山委員

同じことの繰り返しになるかもしれませんが、やはり系統的にこういうことが起こっているということは、我々の知らない知見があるのかもしれないということで、今、これは比較的新しい炉ということですのでけれども、今後、我々が進めていく高経年化評価などに影響を与え得るものでありまして、引き続き調査をお願いいたします。

○山中委員長

PWSCCについては、日本では大飯の3号炉で同じような場所に生じているのですけれども、共通点があるような気もするのですけれども、その辺りの日本側の認識というのですか、やはり入熱部が影響を受けているような気もするのですが、その辺りの印象というか、現時点で分かっていることみたいなものは何かありますでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

大飯3号の例は確か加圧器のスプレイ配管でして、このフランスの例はECCSの配管ですので、厳密にいうとちょっとシステムとしては違うのですけれども、低温水と高温水が共存するというような状況は多少似ているかもしれません。

ただ、私の理解では、国内の方は溶接に関する問題だということの原因として考えていて、これの亀裂の予測の進展の問題を検討するとか、あるいは検査で見つける能力の問題を検討するといったようなことが、有識者を交えて事業者の中で検討会が行われている状況で、規制側としてもそれをウオッチしているという状況だと思います。

一方、フランスの方は、規制機関であるASN、あるいはそこをサポートしている研究組織であるIRSNなどがEDFと協力して原因究明していると把握しておりまして、まだ現時点では特定ができていないという状況であることを把握しております。

○山中委員長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょう、委員の方から。

1点、本日も報告があったのですけれども、少し気になるのは、やはり電源系の不具合と、国際的に見て日本の検査方法というのが少し、特に米国との比較というのをこれまでよくやられていたかと思うのですけれども、少し違うというところ。

DGについては、米国に合わせて少しテストしていただいているという状況ですけれども、蓄電池についても試験方法を確認していただいて、やはり標準の試験方法とは少し違うような本日は報告があったのですけれども、その辺りは何かございますか。

○片岡長官官房技術基盤グループ技術基盤課原子力規制専門職

基盤課、片岡です。ありがとうございます。

蓄電池につきましては、基本的にアメリカの場合は、容量試験というのをやって、実際に容量の上がり方を測ることで劣化の具合を測定して、電池の状態を診断するという方式を使っております。IEEE（米国電気電子学会）の規格を使っています。日本の場合はSBAという電池工業会の規格を使っているようではございますけれども、基本的には電池の製品寿命を守りなさいという考え方でやっております。

○山中委員長

完全に考え方が違うのですよね。寿命を守るか、性能を守るかということですね。

○片岡長官官房技術基盤グループ技術基盤課原子力規制専門職

はい。そのようです。

○山中委員長

その辺り、何か技術情報検討会の中で議論というのはあったのでしょうか。

○片岡長官官房技術基盤グループ技術基盤課原子力規制専門職

ちょうど明日、事業者と面談を行いますので、その結果を踏まえてまた御報告したいと思います。

○山中委員長

よろしく申し上げます。

なぜ私がこれに前から興味を持っているかといいますと、やはり新規制基準において電源系の強化、水源の強化もそうなのですけれども、非常に強化しているにもかかわらず、実際、検査の方法が、例えば、国際的に見て違う方法をとっていると。実際に動かしてみると、故障する、あるいは充電されていなかったというようなことが見つかるという、そこを少し危惧してしまっていて、その辺りは少し注目していただいて、意見交換していただければなと思います。よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件はこれで報告を受けたということで、議題5（正しくは議題6）を終了いたします。

そのほか、委員の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○片山長官

山中委員長、1点よろしゅうございますでしょうか。

最初の議題1の資料1、パブコメ（パブリックコメント）にかける予定でありました別紙1について、すみません、誤字・脱落の類いなのですが、修正がございますので、金城課長の方から。

○山中委員長

お願いします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

企画課の金城の方から説明させていただきます。

本日の資料1の3ページ目、別紙1は令和2年7月29日の原子力規制委員会決定の見解の引用でしたけれども、この鍵括弧の部分、上から3行目で「原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではない」と書いていますけれども、これは原子力規制委員会決定文を確認しましたところ「意見を述べるべき事柄ではない」といったことで「べき」が抜けておりましたので、原子力規制委員会資料に所要の修正を加えさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上であります。

○山中委員長

それでは、手続の方をよろしく申し上げます。

では、本日の原子力規制委員会を終了いたします。